重大事態への対応マニュアル (江原中学校)

★いじめ事案発生★

- (1) 組織員の構成
 - ①既存の学校いじめ対策組織:校内生徒指導委員会 調査組織の構成

(校長, 教頭, 教務, 生徒指導主事, 学年主任, 養護教諭, 関係教諭)

②外部人材を加えた組織

調査組織の構成:(スクールカウンセラー,学校評議委員,女性子どもセンター職員

青少年育成センター職員,少年補導職員等)

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者: 教頭)

- I 重大事態の発生(疑いを含む)
- Ⅱ 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)
- Ⅲ 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)
 - ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
 - ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
 - ②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - ③調査を行うための第三者組織

(スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者等)

- IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う
 - ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
 - ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
 - ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調查項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供
- V <u>調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する</u>
 - ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
 - ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針 (改訂版)」を参照)
 - ①文書情報の整理
 - ②アンケート調査の実施(詳細調査の実施P17)
 - ③聞き取り調査の実施(詳細調査の実施P18)
 - ④情報の整理(詳細調査の実施P19)
- VI 調査結果を所管教育委員会に報告する
- WI 調査結果を基に必要な措置を講ずる
 - ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
 - ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を 行う。
 - ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
 - ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)